

議 案 第 34 号

摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月10日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

雇用保険法等の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

摂津市職員の退職手当に関する条例（昭和38年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「、当該退職」を「当該退職」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改め、同条第15項中「6箇月」を「6か月」に改める。

附則第8項中「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第10条第4項の改正規定及び附則第3項の規定 令和4年7月1日

(2) 第10条第11項第5号の改正規定 令和4年10月1日

2 改正後の摂津市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）附則第8項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（適用区分）

3 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。